

# 貸借契約書(案)

長野県市町村自治振興組合 管理者 羽田 健一郎 (以下「甲」という。)と株式会社電算代表取締役社長 轟 一太 (以下「乙」という。)と社名 役職名 氏名 (以下「丙」という。)は、丙所有の「市による基幹系システム共同化業務 一式」(以下「機器」という。)の貸借に関し、次のとおり契約を締結します。

- 1 機器 市による基幹系システム共同化業務 一式  
(機器明細は別紙のとおり)
- 2 貸借料 月額貸借料 金\*\*\*\*\*円 (内消費税金\*\*\*\*\*円)  
月額貸借料には乙が行う運用保守作業に係る代金(別紙「月額運用保守費」のとおり)を含むものとし、丙が乙に代わって徴収するものとする。  
消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、貸借料に110分の10を乗じて得た額となります。  
なお、消費税率が改定された場合は法律の定めに従い変更されるものとします。
- 3 貸借期間 令和3年1月1日から  
令和7年12月31日まで
- 4 設置場所 中野市役所、塩尻市役所、千曲市役所、株式会社電算 データセンター
- 5 契約保証金 免除

## 第1条 (契約の趣旨)

1. 丙は、甲が指定する頭書1記載の機器を、売主である乙から買受け、甲に貸し、甲はこれを借受けます。
2. 甲は機器を頭書2記載の貸借料をもって借受け、頭書4記載の設置場所で使用します。

## 第2条 (機器の引渡し)

1. 機器は乙から搬入されるものとし、甲は、乙により搬入・設置・調整された機器について速やかに検査を行い、瑕疵のないことを確認したときは、引渡完了通知書を丙に交付します。
2. 前項の引渡完了通知書が丙に交付されたときに、丙より甲に機器が引渡されたものとします。

## 第3条 (貸借期間)

1. 貸借期間は頭書3記載のとおりとし、この契約に定める場合を除き貸借期間の途中にて解約することはできないものとします。
2. 前項にかかわらず、やむを得ず甲がこの契約を解約する場合、甲は丙に対して、頭書3の貸借期間に発生する貸借料の総額から、既に丙に支払済みの貸借料及び頭書2記載の運用保守作業に係る代金を控除した残存貸借料相当額(以下「契約終了弁済金」という)を丙に支払うものとします。

## 第4条 (貸借料の支払い)

1. 丙は毎月月初に前月分の賃借料支払請求書を、乙が行う運用保守作業に係る代金（別紙「月額運用保守費」のとおり）と併せて甲に請求します。
2. 甲は、使用月分の賃借料を、その当月以降において、丙から支払請求書を受領した日から30日以内に丙に支払うものとします。
3. 賃借期間が月の途中で開始または終了する場合においても、当該開始または終了月における賃借料は、日割計算しないものとします。

#### **第5条（契約保証金）**

契約保証金は全額免除します。

#### **第6条（機器の所有権標識）**

1. 丙は、丙が機器の所有権を有する旨の標識（以下「丙の所有権標識」という）を機器に貼付することができるものとします。
2. 前項の場合、甲は、賃借期間中、機器に貼付された丙の所有権標識を維持するものとします。

#### **第7条（機器の所有権侵害の禁止等）**

1. 甲は、機器を第三者に譲渡したり、担保に差入れたりするなど丙の所有権を侵害する行為をしないものとします。
2. 甲は、丙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしないものとします。
  - (1) 機器を他の不動産又は動産に付着させること。
  - (2) 機器の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
  - (3) 機器を第三者に転貸すること。
  - (4) 機器の占有を移転し、又は設置場所から機器を移動すること。
  - (5) この契約に基づく甲の権利又は地位を第三者に譲渡すること。

#### **第8条（機器の使用・保存）**

1. 甲は、善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って機器を使用します。
2. 乙は、機器が正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように、乙所定の保守条件に従い、保守を行うものとします。
3. 保守作業により機器が使用できない期間が生じた場合においても、甲は、賃借料の支払いその他この契約に基づく丙への債務の弁済を免れることはできません。

#### **第9条（動産総合保険の付保）**

1. 丙は、賃借期間中、機器に動産総合保険を付保し、その費用は丙の負担とします。
2. 機器に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を丙に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく丙に提出するものとします。

#### **第10条（機器の滅失・毀損）**

1. 賃借期間の開始から契約の終了までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲、乙、丙いずれの責任にもよらない事由により機器が滅失、毀損した場合の危険負担は甲が負うものとし、甲は契約終了弁済金を丙に支払うものとします。
2. 前項の支払いが甲から丙になされたとき、この契約は終了します。

#### **第11条（機器使用に起因する損害）**

機器自体又は機器の設置、保管及び使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決するものとします。また、甲又は甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。

#### **第 1 2 条（機器の瑕疵等）**

1. 機器の規格、仕様、品質、性能その他に隠れた瑕疵があった場合、甲は乙に対し直接請求を行い、乙との間で解決するものとします。また、甲が丙に対し書面で請求し、丙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、丙の乙に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、丙は、甲の乙への直接請求に協力するものとします。
2. 甲は、前項に基づいて、乙に対して権利を行使する場合においても、賃貸借料の支払いその他この契約に基づく丙への債務の弁済を免れることはできません。

#### **第 1 3 条（機器の返還等）**

1. 甲は、この契約が終了したときは、直ちに甲の負担で機器を原状に回復したうえ、丙に返還するものとします。
2. 丙は、機器の返還時にハードディスク内等の甲のデータを復旧できないように消去、又は修復不可能な状態に物理的破壊するものとします。なお、データ消去または物理的破壊後速やかに処理実施証明書または報告書を甲に提出するものとします。
3. 前項に係る費用は丙が負担するものとします。

#### **第 1 4 条（再委託等の禁止）**

乙は、運用保守業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ文書により甲の承諾をうけたときはこの限りではない。この場合乙は当該再委託先に対して、第 15 条と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

#### **第 1 5 条（契約解除）**

甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙及び丙が、その責に起因する事由により第 3 条第 2 号に規定する期限までに貸借物品を引渡ししないとき又は引渡しすることができないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙又は丙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。
- (3) 前各号の場合のほか、乙及び丙がこの契約に違反したとき。

#### **第 1 5 条の 2（談合その他の不正行為による解除）**

甲は、乙または丙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙または丙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 7 項の規定による排除措置命令が確定したとき又は第 65 条若しくは第 67 条第 1 項の規定による審決（同法第 67 条第 2 項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）が確定したとき（独占禁止法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙または丙に違反行為があったとして独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第 50 条第 5 項の規定により、確定したとき。

(3) 乙または丙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙または丙（乙または丙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

### **第 15 条の 3（予算削減に係る契約の解除等）**

1. 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、丙に支払うべき賃貸借料について、減額または削除があったときは、この契約を変更または解除することができるものとします。
2. 前項に基づき、甲がこの契約の賃貸借料を減額したときは、甲は、頭書 3 の契約期間中に発生する賃貸借料の合計額から減額後の賃貸借料の総額、及び頭書 2 記載の運用保守作業に係る代金のうち作業未実施分を控除した額を丙に支払うものとします。
3. 第 1 項に基づき、甲がこの契約を解除したときは、甲は、第 3 条第 2 項の契約終了弁済金を丙に支払うものとします。

### **第 16 条（固定資産税）**

機器にかかる固定資産税は、丙が納付するものとします。

### **第 17 条（機密の保持）**

甲、乙、丙は、業務上知り得た他の当事者の秘密についてこれを第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならないものとします。

### **第 18 条（輸出等の処置）**

1. この契約は日本国内のみにおける機器の賃貸借を約するものであり、甲は乙及び丙の書面による事前の同意を得ずに機器又はソフトウェアの全部若しくは一部を単独で、又は他の製品と組み合わせ若しくは他の製品の一部として直接、又は間接に次の各号に該当する取扱いができないものとします。

- (1) 輸出すること
- (2) 海外へ持ち出すこと
- (3) 非居住者に提供し、又は使用させること

2. 甲が乙及び丙の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合、甲は外国為替及び外国貿易法の規制及び米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続をとるものとします。

3. 本条はこの契約の終了後もなお有効に存続するものとします。

### **第 19 条（紛争の解決）**

この契約において紛争が生じ、甲、乙、丙の協議により解決しないときの訴えの管轄は、甲の所在地を管轄する地方裁判所とします。

### **第 20 条（協議事項）**

この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲、乙、丙の間において協議して定めるものとします。

### **第 21 条（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）**

乙及び丙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

この契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名捺印のうえ各自1通を保有します。

令和 年 月 日

甲 長野県長野市大字西長野字加茂北143-8  
長野県市町村自治振興組合  
管理者 羽田 健一郎

乙 長野県長野市鶴賀七瀬中町276番地6  
株式会社電算  
代表取締役社長 轟 一太

丙 所在地  
社名  
役職名 氏名